

加古川市  
配偶者等からの暴力対策基本計画

令和3年3月  
加古川市



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画におけるDVの定義	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 これまでの経過	4
第2章 DVに関する動向及び市の取組み状況	5
1 DVに対する認識	5
2 DV被害の状況	6
3 第2期計画（H28～R2）の取組み状況	10
第3章 計画の基本方針	19
1 基本理念・基本目標	19
2 計画の体系	21
第4章 施策の展開	23
基本目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	23
基本目標2 相談体制の充実	27
基本目標3 被害者の安全の確保	31
基本目標4 被害者の自立支援	35
資料編	38

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

すべての人が安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす切れ目のない取り組みが必要です。特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス<sup>※1</sup>〔以下、「DV」という。〕）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると同時に、子どもの面前で行われるDVは、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為ともなるため、決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄く、被害者もDVを受けている認識が薄いという傾向があります。またDVの被害者は、多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など社会的・構造的な問題があると言われており、男女共同参画社会<sup>※2</sup>の実現の妨げの一因となっています。このような状況を改善し、被害者の人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが必要であり、あわせて同伴する子どもへの適切な支援も必要です。

国は、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」を制定（平成13年10月施行）し、DVの通報・相談・被害者の保護・自立支援等の体制を整備しました。

平成25年7月の「DV防止法」の改正（平成26年1月施行）では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を適用することとなりました。

また、平成26年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」や平成29年6月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行など、関連する法律の整備も進みました。

さらに、「DV防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年6月に改正され（令和2年4月施行）、児童虐待の防止対策やDV被害者の保護対策の強化が図られるよう、DVと児童虐待の関係機関が相互に連携や協力をしていくことについて明確化されました。

兵庫県においても「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、平成31年4月には「兵庫県DV防止・被害者保護計画」として計画の改定が行われ、各施策の拡充が図られました。

加古川市では、平成23年3月に「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、基本理念「DVを根絶（こんぜつ）しみんなが安心して暮らせるまち加古川」のもと、配偶者暴力相談支援センター<sup>※3</sup>の設置や被害者の安全の確保など、各般の施策を総合的に推進してきたところですが、DV対策を計画的・継続的に推進するため、平成28年3月に第2期計画としての改定（「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」と改称）を行いました。

第2期計画では、第1期計画のDV対策の取り組みや課題を検証し、啓発などによるDV防止対

策から自立支援までの切れ目のない施策を推進するため、基本理念を「DVをしない させない 許さないまち」に改め、市民にとって身近な相談窓口としての機能をより充実させることを目指しました。

このたび、第2期計画の期間が満了することから、これまでのDV対策を計画的・継続的に推進しつつ、本市における取組みや課題の反映及び法律の改正等に基づき、第3期計画としての改定を行います。

なお、DVに関する状況は大きく変化していないことから、計画の基本理念及び基本目標は前計画の体系を継承することとし、事業の実施において、課題の解決に向けた施策の追加、内容の充実及び実施手法の工夫等を行います。

## 2 計画におけるDVの定義

DV防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、配偶者には、元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者のほか、同法が準用する「生活の本拠を共にする又はしていた交際相手」も含むとされています。

本計画では、DV防止法で規定する「配偶者からの暴力」に加え、DV防止法の根拠を要しない施策については、「生活の本拠を共にしない交際相手又は交際相手であった者からの暴力」も含めて施策を推進することとします。

また、暴力の範囲については、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など様々な暴力が含まれます。

身体的暴力…殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける、凶器をからだにつきつける等

精神的暴力…大声でどなる、ののしる、無視する、生活費をわたさない、仕事をさせない、実家や友人との付き合いを制限する、電話やメールを勝手にチェックする等

※生活費をわたさないなどは「経済的暴力」、人との付き合いを制限するなどは「社会的暴力」に分類される場合もあります。

性的暴力 …望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する等

---

※1 ドメスティック・バイオレンス：直訳すると「家庭内暴力」を意味する。明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いが、親子間の暴力まで含めた意味で使われる場合もある。

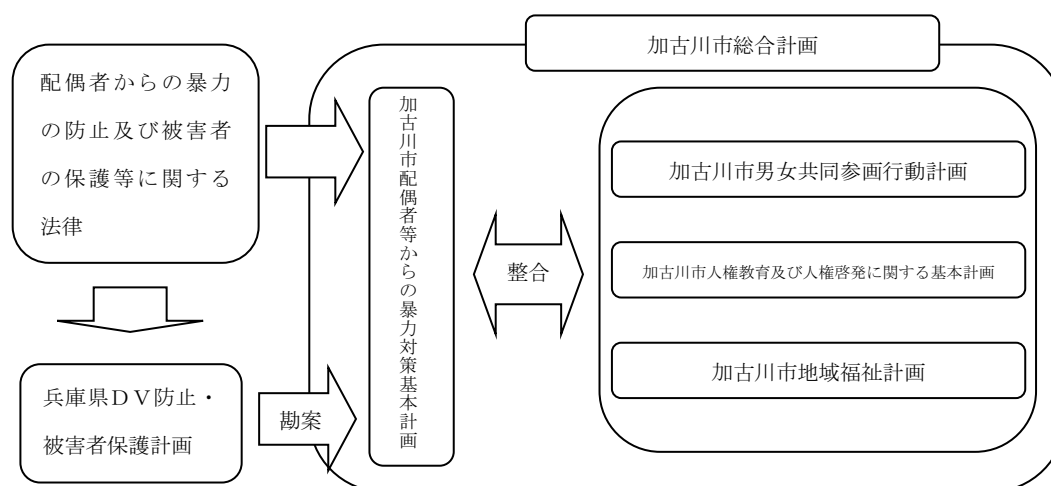
※2 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※3 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力全般に関する相談窓口として、都道府県及び市町村に設置されており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、自立のための情報提供など、被害者の支援や援助などを実施する機関。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項※に基づく基本計画とします。国より示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に基づき、本市が取り組むべき施策の方向を示します。

本計画の策定にあたっては、加古川市総合計画、加古川市男女共同参画行動計画、加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画、加古川市地域福祉計画など関連の分野別計画との整合、調整を図ります。



### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。ただし、計画期間中に法律及び基本方針、また、本市の上位関連計画が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

※ DV防止法第2条の3第3項：DV防止法では、「基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村におけるDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。

## 5 これまでの経過

本市では、平成18年3月に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、その重点目標の一つに「性の尊重と暴力の根絶」を掲げました。とりわけ、女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりとして、啓発、相談、被害者の自立支援などの事業に取り組んできました。

平成23年3月には「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、平成24年4月に「加古川市配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど、DVの防止啓発、相談・保護から自立支援までの一連の流れを確立し、総合的かつ一体的なDV対策に取り組みました。

また、平成25年7月の（平成26年1月施行）「DV防止法」の改正により、法律の適用対象が拡大され、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について準用することとなり、平成28年3月には「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」と改称した第2期計画を策定しました。

第2期計画の期間においては、相談窓口の周知が進むなどにより、被害者のDV相談件数の増加につながりました。また、平成29年1月には市内DV対策連絡会議を設置し、本計画の総合的かつ効率的な推進を図り、DVの防止及び被害者の支援に必要な連絡調整を行いました。

第1期計画で確立した相談対応等の技術については、被害者支援担当職員を対象に研修を実施し、技術の継承と質の向上に取り組みました。

一方で、外国人、高齢者及び障がい者といった処遇困難事例が増加するなど、既存の体制では対応が難しい課題も見られます。被害者の多様な相談ニーズに対応するため、これまで以上に関係機関の連携強化が必要となっています。

# 第2章 DVに関する動向及び市の取組み状況

## 1 DVに対する認識

加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度実施）によると、DV防止法の言葉の認知度について「知っている」は、男性・女性とも約6割であり、また、若年層及び70歳以上が低い結果となっています。

図1 (男性) 世代別 言葉の認知度 (DV防止法)

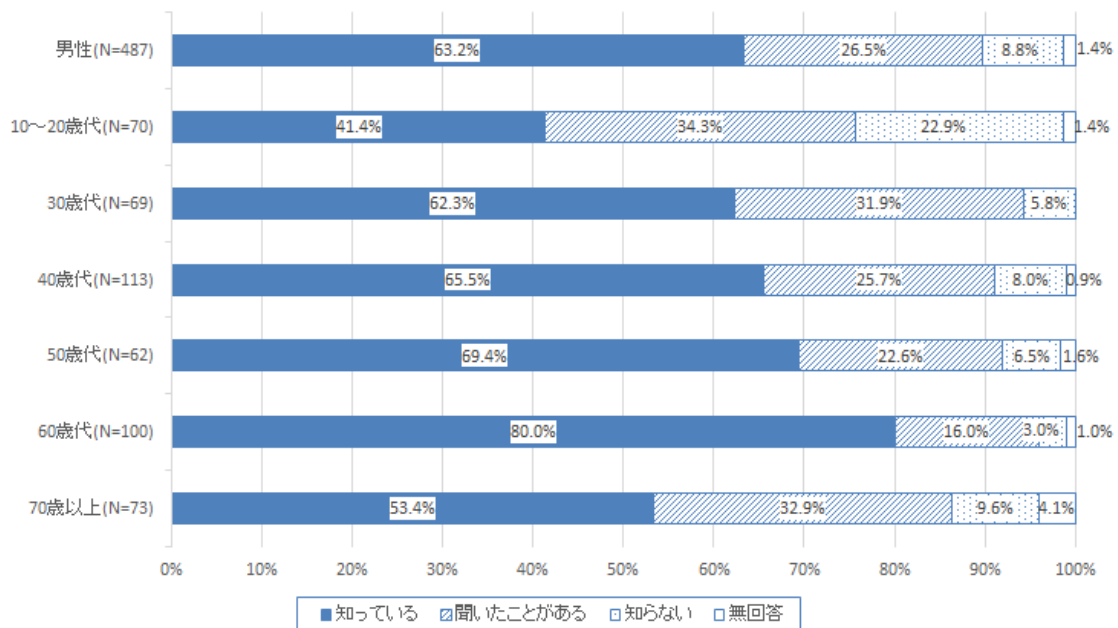
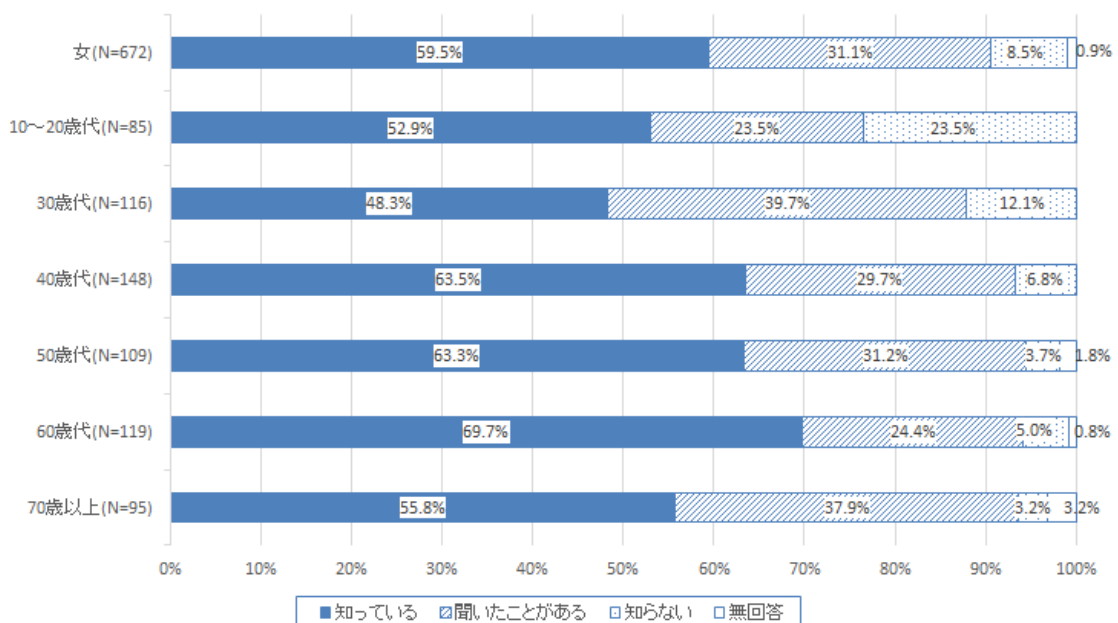


図2 (女性) 世代別 言葉の認知度 (DV防止法)



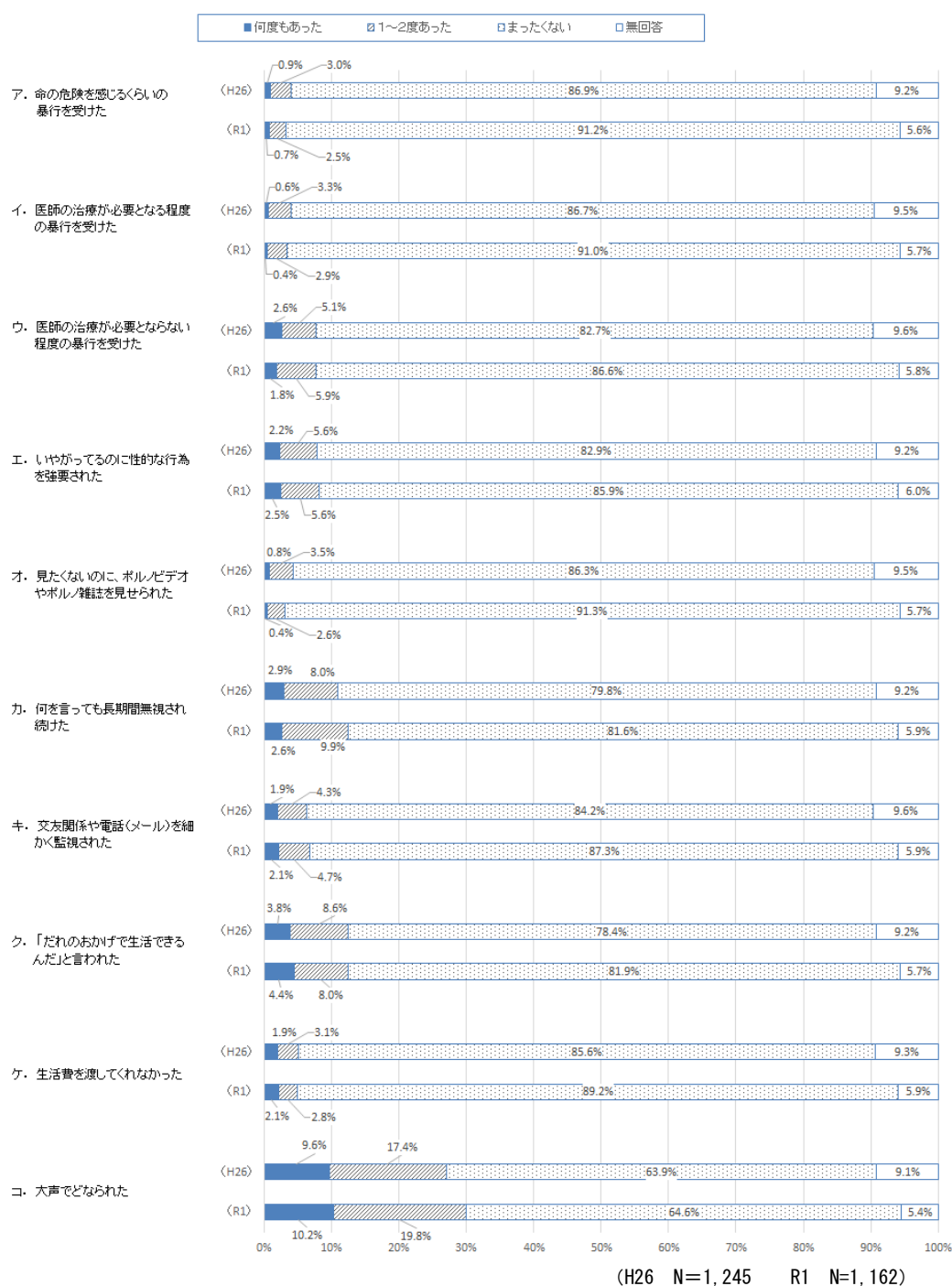
資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）



## 2 DV被害の状況

本市の加古川市男女共同参画に関する市民意識調査から、各項目において少数ではありますが、複数回にわたり同様の被害を受けるケースがある一方、前回調査より重篤なケースは減少しています。

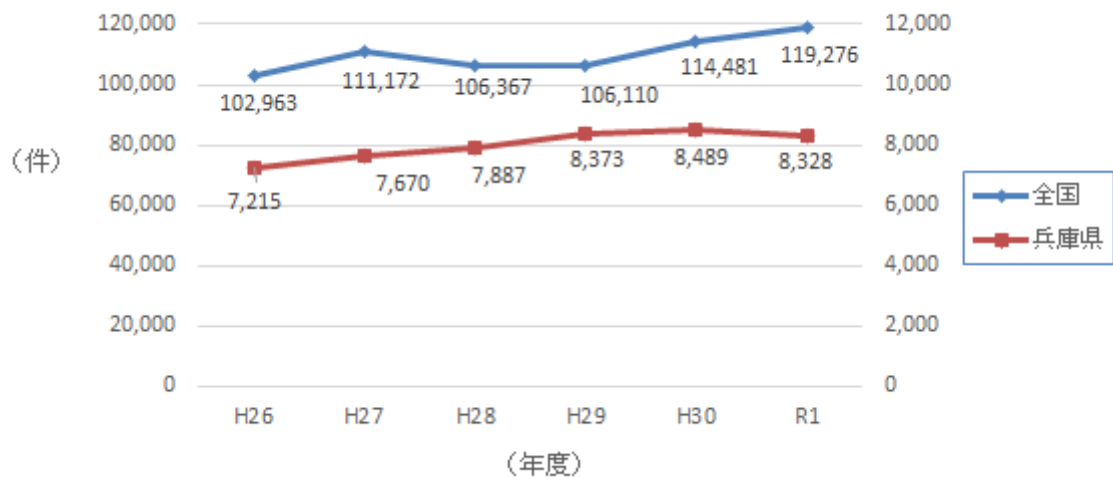
図3 DVを受けた経験



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

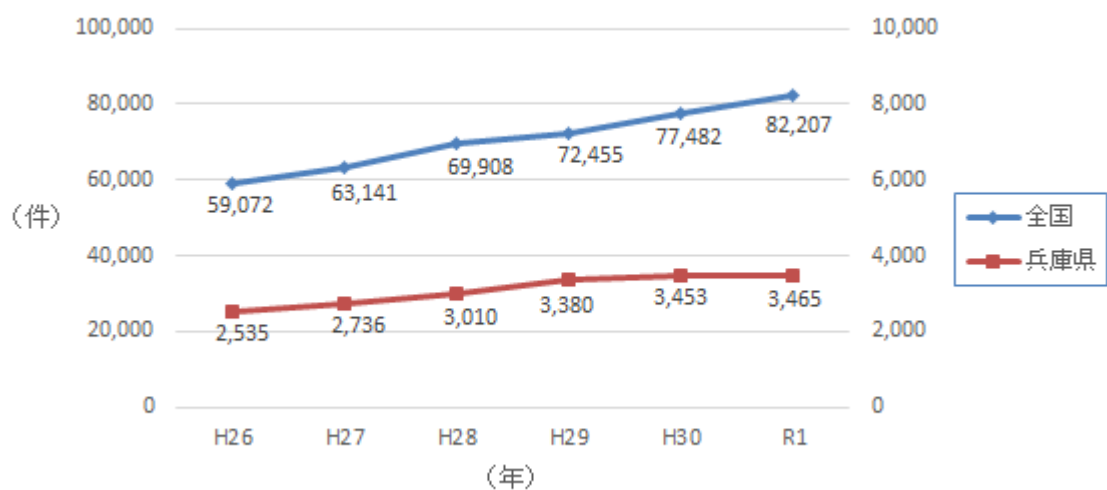
全国や県においては、配偶者暴力相談支援センターや警察が対応した暴力相談等の相談件数が、年々増加しています。本市のDV相談件数についても同様の傾向があります。

図4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料：内閣府調べ

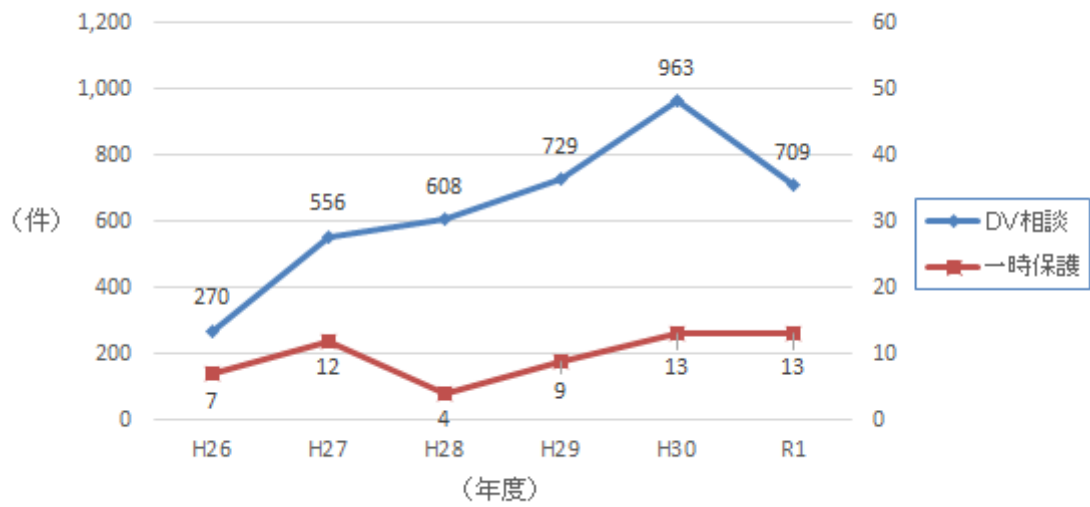
図5 警察における暴力相談等の対応件数



資料：全国は警察庁調べ

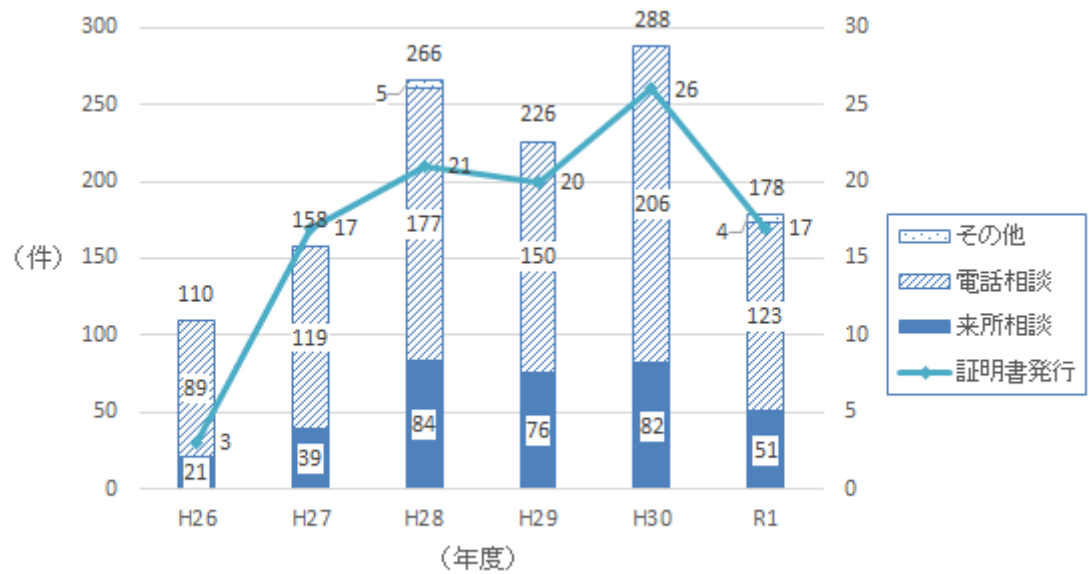
兵庫県は兵庫県児童課調べ

図6 加古川市 DV相談件数



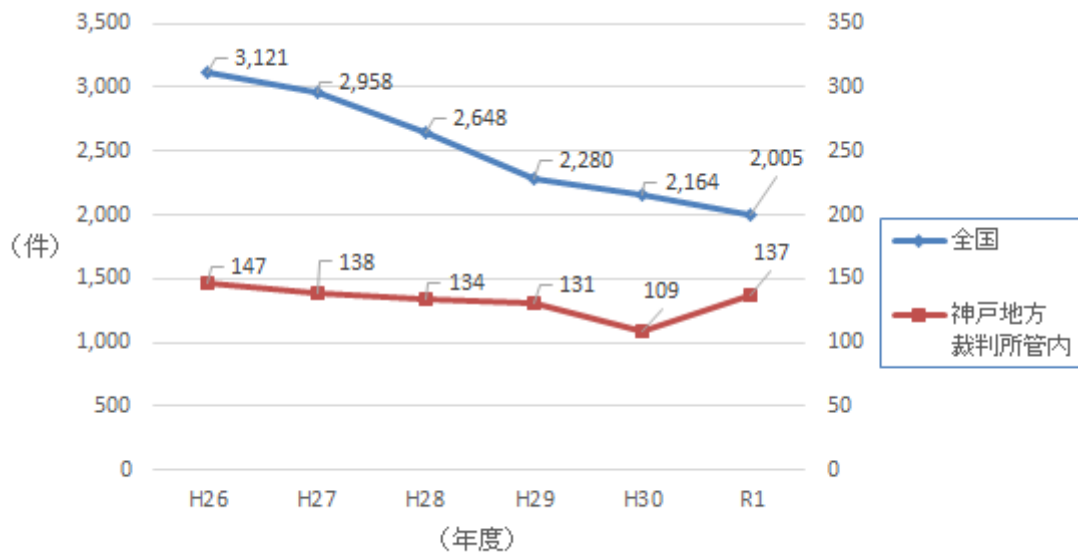
資料：加古川市調べ

図7 加古川市配偶者暴力相談支援センター相談件数



資料：加古川市調べ

図8 DV防止法に基づく保護命令の新規受付件数



資料：司法統計

### 3 第2期計画（H28～R2）の取組み状況

第2期計画では、4つの基本目標を定めるとともに、それぞれの目標に対する施策の方向（事業、事業内容）を掲げ、取り組んできました。

取組み状況の確認として、毎年、関係課に対して行う進捗状況の調査の結果、計画に掲げた事業内容は、概ね実施をしている状況です。

## 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

### (1) 市民への啓発の推進

事業名		主な取組み状況
①	家庭への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターの案内カードやパンフレットを作成し、市内各施設の窓口やオープンスペースに設置し、配布を行いました。</li> <li>・ 加古川市のホームページに最新の情報を掲載し、相談窓口の周知等を行いました。</li> <li>・ 各機関が発行する冊子にDVについての特集記事を掲載し、DV防止の啓発に努めました。</li> <li>・ 窓口や家庭訪問等で、必要と見受けられた方には、相談窓口の案内や相談機関のパンフレットを配布しました。</li> <li>・ 人権啓発DVDを活用し、DV問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発しました。</li> <li>・ 毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を実施しました。</li> </ul>
②	民生・児童委員等 地域の活動者への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生・児童委員や地域の方に対してDVに関する研修等を実施することで、理解を深めました。</li> <li>・ 啓発資料や物資（チラシ、ポケットティッシュ等）を配布し、地域への啓発を行いました。</li> </ul>
③	企業等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙、ホームページ、パンフレット等の媒体を通じて最新の情報を随時発信しました。</li> </ul>
④	男女平等・人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページに「人権啓発パンフレット“人権文化のとびら”」を掲載し、DV防止の啓発を行いました。</li> <li>・ 男女共同参画センターの情報誌に「女性に対する暴力をなくす運動実施期間（パープルリボンプロジェクト）」の特集記事を掲載し、DV防止について啓発を行いました。</li> <li>・ 「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催しました。</li> </ul>

(2) 学校園等における啓発・教育の推進

事業名		主な取組み状況
①	DVの予防に関する若年層への教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、いじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちを大切にする教育の推進を行いました。</li> <li>・いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会や生徒会活動による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進しました。</li> </ul>
②	教職員等への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユニット※に、人権にかかわる研修会を実施しました。また、各学校における人権教育研修、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象とした人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組みについて情報共有を図りました。</li> <li>・毎年度初め、新任教職員に対し、虐待・DV防止のパンフレットを配布しました。</li> </ul>
③	保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校園等へのパンフレットや掲示物の配布を通じ、啓発を行いました。</li> </ul>

(3) 民間支援団体との協働による啓発

事業名		主な取組み状況
①	民間支援団体との協働による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の情報コーナー等に各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供しました。</li> </ul>

※ ユニット：中学校区を1つの単位（ユニット）として、その地域の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びと育ちを支援していくための取組み。

## 2 相談体制の充実

### (1) 安心して相談できる体制づくり

事業名		主な取組み状況
①	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を受け、被害者に対する総合的な支援を行いました。</li> </ul>
②	相談窓口の市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載し、市民センター等の公的施設に配偶者暴力相談支援センターの案内カードを設置し、配布しました。</li> <li>・ 男女共同参画センターの窓口及びオープンスペースにDV防止に関する講座等のちらし、パンフレットを設置しました。</li> </ul>
③	相談機関相互の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加古川健康福祉事務所管内の自治体のDV被害者支援担当課、警察署、裁判所等との連絡会に参加し、連携について協議や情報交換を行いました。</li> <li>・ 同行支援を行うなど、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施しました。</li> </ul>

### (2) 相談員・支援者の資質向上

事業名		主な取組み状況
①	二次的被害※の防止に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権研修の機会を通じて、二次的被害の防止に対する市職員の意識向上に努めました。</li> </ul>
②	職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を図りました。</li> <li>・ 研修で得た知識を職場でフィードバックすることで、窓口対応職員の能力向上を目指しました。</li> <li>・ DV被害者対応マニュアルを作成し、被害者支援担当職員を対象に研修を実施しました。</li> </ul>

※ 二次的被害：配偶者等からの暴力により、心身ともに傷ついた被害者が、保護・捜査・裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動でさらに傷つくこと。

(3) 外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実

事業名		主な取り組み状況
①	外国人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、関係機関への問合せや通訳制度の利用による面接、及び本人への相談機関の情報提供を行いました。</li> <li>・外国人被害者への対応について、国際交流センターとの連携の強化を図りました。</li> <li>・外国人被害者からの相談があった場合に迅速に対応できるように国際交流ボランティアの確保に努めました。</li> </ul>
②	高齢者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の通報・相談等があった場合、地域包括支援センター※、介護保険事業所、医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携し、調査、相談、保護、措置等の適切な支援を行いました。</li> <li>・高齢者虐待対応マニュアルの改訂を行い、関係者に配布しました。</li> <li>・高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所に対し、地域包括支援センターが高齢者虐待防止出前講座を実施しました。</li> </ul>
③	障がい者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の障がい者福祉所管課と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努め、被害者やその家族に対して支援を行いました。</li> <li>・手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通が図れるよう努めました。</li> </ul>

※ 地域包括支援センター：介護保険法に定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置し、地域住民に必要な援助を一体的に実施する役割を担う中核的機関。高齢者間でのDVや高齢者虐待に関する事務も担っています。



### 3 被害者の安全の確保

#### (1) 被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり

事業名		主な取り組み状況
①	通報への対応の整備	・ 配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たしました。
②	保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者への周知	・ 配偶者暴力相談支援センターの案内カードを設置し、DV相談窓口の案内を行いました。
③	被害者の安全確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターと住民基本台帳事務所管課との連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行いました。</li> <li>・ 住民票発行停止措置についての周知を行うとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置※1 申出書を発行しました。</li> <li>・ 緊急性のある被害者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行しました。</li> </ul>
④	保護命令申立てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護命令制度※2 に関する情報提供を行いました。</li> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行いました。</li> <li>・ 地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応しました。</li> </ul>

※1 住民票閲覧制限に係る支援措置：DV及びストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護するため、不当な目的により住民基本台帳の一部の写し閲覧及び住民票の写し等が利用されることを防止することを目的とした制度。

※2 保護命令制度：被害者から申立てを受けた地方裁判所が、配偶者からのさらなる身体に対する暴力により、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めたとき、当該配偶者に対して発令するもので、被害者への接近禁止命令、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令の4種類があります。

(2) 関係機関との連携

事業名		主な取組み状況
①	DV防止ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県警察、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加しました。</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターと庁内関係課で構成する庁内ネットワーク会議を開催しました。</li> <li>・DV被害者対応マニュアルを配布し、被害者対応について関係機関に協力を求めました。</li> </ul>
②	要保護児童対策地域協議会※1との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面前DV※2は子どもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、DV被害者支援と児童虐待の対応を並行して行いました。</li> <li>・令和元年度より、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会の構成員となり、児童虐待部門との連携の強化を図りました。</li> <li>・面前DVの周知徹底を図りました。</li> </ul>

(3) 被害者の情報の保護

事業名		主な取組み状況
①	被害者に関する情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底を図りました。</li> <li>・DV発生時や避難支援時の連絡調整の都度、関係機関との連絡を密にし、情報の管理を行いました。</li> <li>・児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行いました。</li> <li>・適宜「DV等被害者の住所情報保護に関する事務処理要領」の改正を行いました。</li> </ul>

※1 要保護児童対策地域協議会（要対協）：保護者の養育が適切でないと懸念される児童（要保護児童）に対する支援を目的とし、福祉事務所、児童相談所、警察、学校等の機関や医師、児童委員など児童の福祉に関連する職務に従事する者等で構成される団体で、要保護児童やその保護者に関する情報、その他適切な保護を図るために必要な情報の交換を行いながら、家庭への支援の内容に関する協議を行っています。

※2 面前DV：配偶者間暴力のある家庭で育つ子どもは、家庭内での暴力にさらされる（面前暴力）ことで直接の暴力にあっていないなくても、子どもに及ぼす影響は大きいとされており、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、児童虐待とされています。

## 4 被害者の自立支援

### (1) 住宅確保支援

事業名		主な取組み状況
①	公営住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅担当者会議等で、他市の取組み状況などの意見交換を行いました。</li> <li>・ 公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居案内の情報提供を行いました。</li> <li>・ 民間賃貸住宅について、「加古川市住生活基本計画」及び「加古川市公営住宅等長寿命化計画」の改定に併せ、DV被害者など住宅の確保に配慮を要する方への民間賃貸住宅の供給促進を図るため、「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」を新たに策定し、居住支援の仕組みづくりの検討を行いました。</li> <li>・ 住宅に困窮する低額所得者の入居の妨げにならないよう、令和2年4月以降の加古川市営住宅の入居手続きから連帯保証人制度を廃止しました。</li> </ul>
②	母子生活支援施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行いました。</li> </ul>

### (2) 経済・就労支援

事業名		主な取組み状況
①	ハローワークとの連携による就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労訓練の情報を被害者に提供しました。また、手厚い支援が必要な被害者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行いました。</li> <li>・ ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催しました。</li> </ul>
②	就労支援セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親の方を対象にした制度の紹介とネットワークづくりのためのセミナーを開催しました。</li> <li>・ 男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施しました。</li> </ul>
③	母子自立支援制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行いました。</li> <li>・ 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親の方を支援をするため、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を新設しました。</li> </ul>

④	各種福祉制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活保護や生活困窮者自立支援制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行いました。</li> </ul>
---	----------------	--

(3) こころと体への支援

事業名		主な取組み状況
①	公的機関、保健・医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保健・医療機関と連携体制を強化し、被害者の心身のケアに努めました。</li> </ul>
②	カウンセリングによる被害者のこころのケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施しました。また、カウンセリングが必要な方には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行いました。</li> </ul>
③	子どものこころのケアに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めました。</li> <li>・就学前の子どもやその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行いました。</li> <li>・教育相談センターの心理相談員による面談を実施しました。</li> <li>・SSW※を全中学校区に配置し、情報交換をする中で、問題の早期発見及び早期対応に努めました。</li> </ul>

※ SSW(スクールソーシャルワーカー): 人と環境の関係に焦点を当て、子どもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。

(4) 子育てへの支援

事業名		主な取組み状況
①	子育て支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）実施時に配布する等、各事業において情報提供を行いました。</li> <li>・ 相談員を中心に加古川市で生活するDV被害者の育児や生活全般に関する相談を行いました。</li> </ul>
②	保育・就学等の行政サービスに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVを理由に、住民票が異動できず、別の住所に居住している方や市外からの転入者について、スムーズな転校ができるように、各関係機関と連携を図りました。</li> <li>・ 認可保育所の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じた支援を実施しました。</li> <li>・ 学校園等の関係機関と連携し、手続きが円滑に進むように配慮しました。</li> </ul>

# 第3章 計画の基本方針

## 1 基本理念・基本目標

第3期計画は、基本理念及びこれまでのDV対策を計画的・継続的に推進しつつ、本市における課題の反映、加古川市男女共同参画に関する市民意識調査の結果及び法律の改正等に基づき改定を行います。

また、計画に沿って施策を着実に推進するため、社会情勢の変化を踏まえつつ、PDCAサイクル※等の手法を活用し、計画実施状況を点検するとともに、必要に応じて施策の内容を見直しながら計画を進めていきます。

### ■ 基本理念

DVをしない させない 許さないまち 加古川

※PDCAサイクル：Plan（計画）⇒ Do（実施）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。

基本理念に基づき、本計画の基本目標（重点課題）を以下のとおり定めます。

## ■ 基本目標 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

---

あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、DVの防止に努めます。

## ■ 基本目標 2 相談体制の充実

---

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

## ■ 基本目標 3 被害者の安全の確保

---

被害者を早期に発見し、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化します。

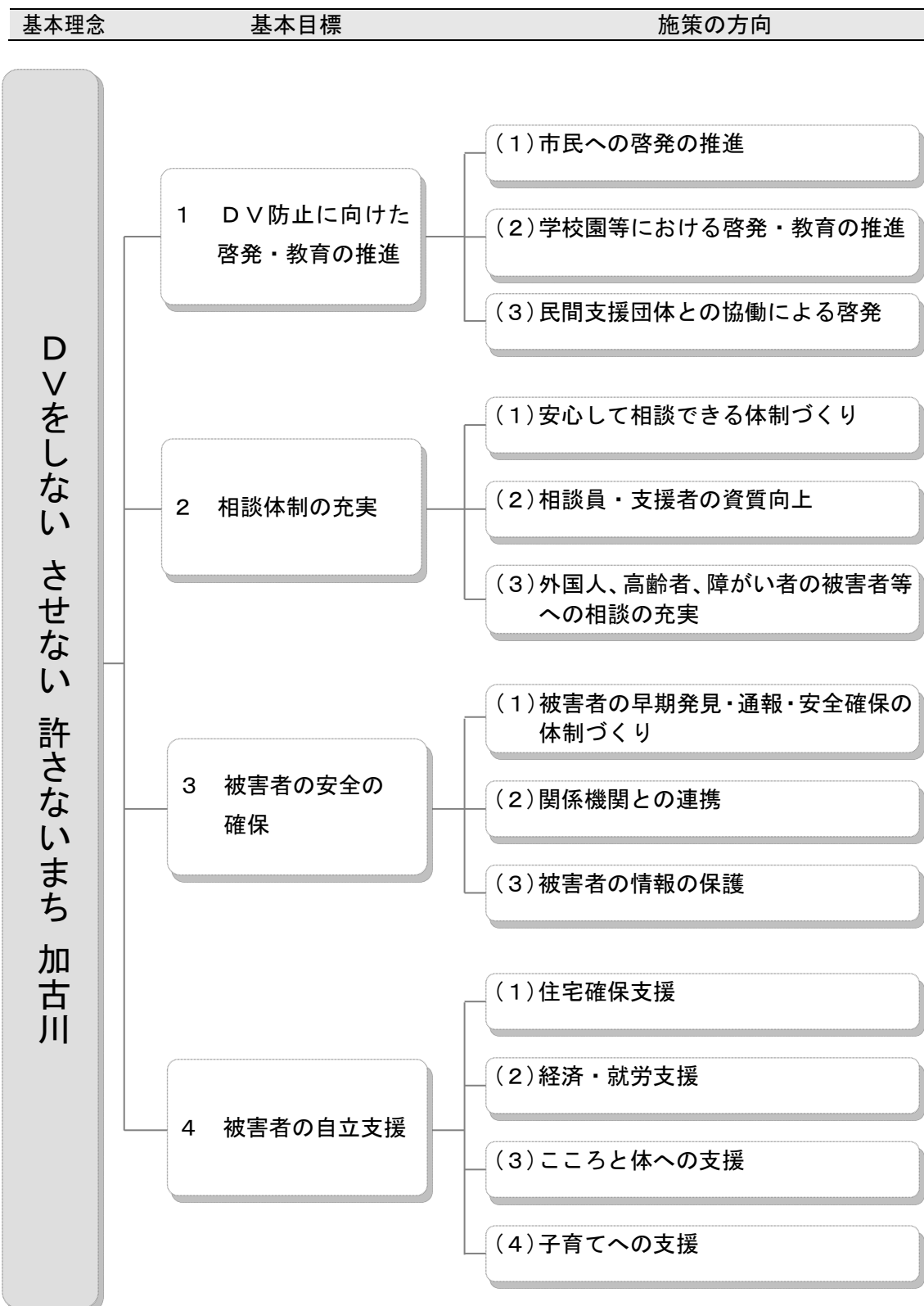
## ■ 基本目標 4 被害者の自立支援

---

被害者が自立した生活を営むことができるよう、総合的な支援に努めます。

## 2 計画の体系

本計画の基本理念である「DVをしない させない 許さないまち 加古川」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を体系づけ、総合的な取組みに努めます。





## 具体的な施策

- ①家庭への啓発
- ③企業等への啓発

- ②民生・児童委員等地域の活動者への研修
- ④男女平等・人権意識の向上

- ①DVの予防に関する若年層への教育
- ③保護者への啓発

- ②教職員等への研修

- ①民間支援団体との協働による啓発

- ①配偶者暴力相談支援センター機能の整備
- ③相談機関相互の連携強化

- ②相談窓口の市民への周知

- ①二次的被害の防止に向けた研修

- ②職員研修の充実

- ①外国人に対する支援
- ③障がい者に対する支援

- ②高齢者に対する支援

- ①通報への対応の整備
- ③被害者の安全確保の強化

- ②保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知
- ④保護命令申立てに関する支援

- ①DV防止ネットワークの構築

- ②要保護児童対策地域協議会との連携

- ①被害者に関する情報管理の徹底

- ①公営住宅に関する支援
- ③民間住宅に関する支援

- ②母子生活支援施設の活用

- ①ハローワークとの連携による就労支援
- ③母子自立支援制度の活用

- ②就労支援に関する情報提供の充実
- ④各種福祉制度に関する情報提供

- ①公的機関、保健・医療機関との連携
- ③子どものこころのケアに関する支援

- ②被害者のこころのケアに関する支援

- ①子育て支援に関する情報提供の充実

- ②保育・就学等の行政サービスに関する支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

基本理念において、「DVをしない」と掲げているように、DVは誰もがその当事者になる可能性があります。DVをしない、その当事者にならないためにも、DVとは何か、どのようなものがDVにあたるのかの認識（気づき）の部分に重点を置いた啓発、あるいは教育の推進が重要となります。

アサーティブコミュニケーション\*や暴力によらないコミュニケーションを周知し、暴力によらない問題の解決方法を全ての世代において身につけることが、基本理念である「DVをしない させない 許さないまち 加古川」の実現への第一歩となると考え、今後の啓発や研修のあり方を検討していきます。

#### [ 現状と課題 ]

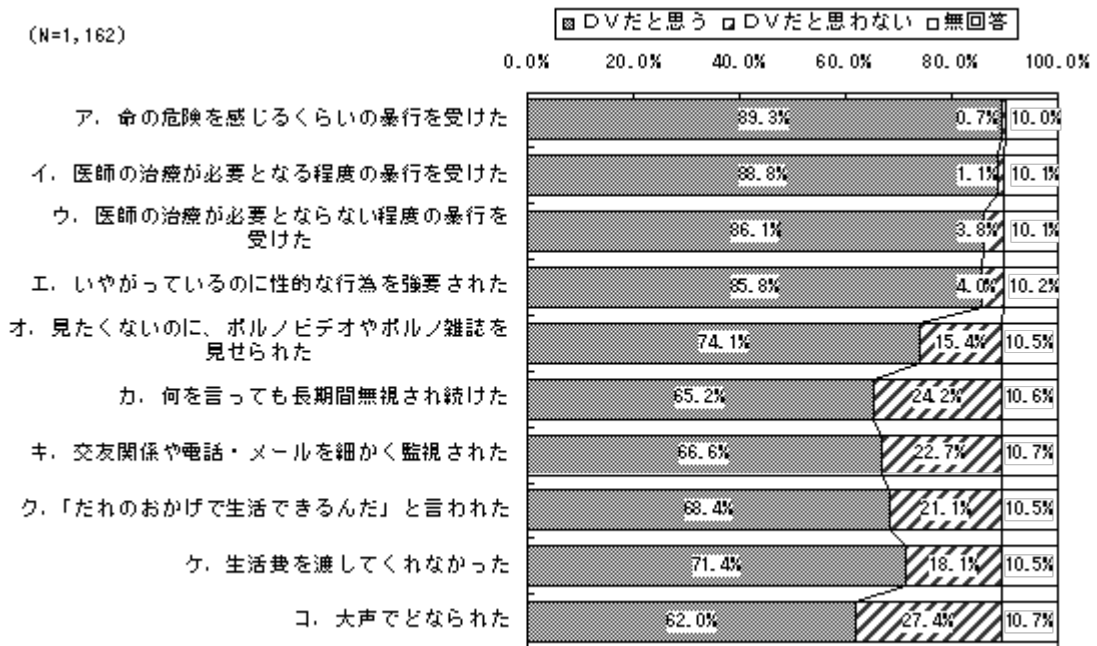
DVをなくしていくためには、家庭、地域、学校など、あらゆる機会や場所を通じて啓発や教育を行い、DVに対する正しい認識を普及する必要があります。本市においては、本計画を策定し、積極的に啓発に取り組んできました。

その結果、前回調査時と比較し、DVに対する全体的な認知度は高まりましたが、言葉や態度で精神的な苦痛を与える行為をDVと認識する割合は未だ6～7割程度にとどまっている等（図9）、さらなる啓発・教育が必要となっています。他にも、他の世代に比べ10～20歳代のDV防止法の言葉の認知度が低いため、学生も含めた若年層に対し、将来のDVを防ぐための啓発について強化が必要となっています。

また、平成25年7月には、法改正により法律の適用とする対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大され、令和元年6月の法改正では、DVと児童虐待の関係機関が相互に連携や協力をしていくことについて明確化されました。

※ アサーティブコミュニケーション：自分の思いを素直に伝えながら、相手の気持ちにも気を配り、人間関係を損なうことなく目的を達成する手法。

図9 ドメスティック・バイオレンス(DV)の認識度



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

[ 今後の取組み ]

事業名	第3期計画
(1) 市民への啓発の推進	
①家庭への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット等の紙媒体だけでなく、インターネット等の多用な媒体を活用するとともに、必要な情報を提供できるように関係機関の情報提供や、世代にあった内容を掲載する等、よりわかりやすい啓発に取り組みます。</li> <li>・若年層向けに、新たにSNS等を活用したDV防止に関する広報を充実させます。</li> <li>・窓口等で配布するDVのセルフチェックシートを活用し、被害者自身のDVへの気付きやDV被害の自覚を促します。</li> <li>・毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を重点的に実施します。</li> </ul>
②民生・児童委員等地域の活動者への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の民生・児童委員をはじめとする地域の活動者に対し、DVの認識（気付き）の部分に重点を置いた効果的な研修を実施します。</li> </ul>

③企業等への啓発	・ 広報紙、ホームページ、パンフレットの媒体を通じて、法改正等の最新の情報を随時発信し、企業人権・同和教育協議会※1 を通じた啓発を行います。
④男女平等・人権意識の向上	・ 広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発に加え、男女共同参画セミナーを通じて、DVの背景にある性別役割分担意識等について啓発・教育の推進を図ります。

事業名	第3期計画
(2) 学校園等における啓発・教育の推進	
①DVの予防に関する若年層への教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校園において、いじめ・インターネットによる人権侵害などの今日的な人権課題を取り上げ、若年層への効果的な啓発方法を検討し、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。</li> <li>・ 中学、高校生向けにDV防止やデートDV※2に関するパンフレット等を作成し、学生等の若年層へ啓発します。</li> </ul>
②教職員等への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校園及び認可保育所等に対して虐待・DV（デートDV含む）防止のパンフレットを配布するとともに、人権教育研修を実施するなど、教職員及び保育士等のDVに対する理解の促進に努め、子どもへの教育等の推進を図ります。</li> <li>・ 各ユニットに、人権にかかわる研修会を実施し、人権意識の向上に取り組みます。また、各学校において、年間4回以上の人権教育研修を実施するとともに、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象に、人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組みについて、情報共有を図ります。</li> </ul>
③保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者へのパンフレットの配布や、PTAへの講座の実施を通じて、保護者に対し啓発します。</li> </ul>

※1 企業人権・同和教育協議会：企業における同和教育を根拠とした人権教育を推進するため、設立した協議会。

※2 デートDV：親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。

事業名	第3期計画
(3) 民間支援団体との協働による啓発	
① 民間支援団体との協働による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを設置し、市民に対して最新の情報を提供します。また、多くの被害者が女性であることから、リーフレット等の掲示場所についても、啓発効果を高めるため、女性が特に使用する頻度が高い場所に設置します。</li> </ul>

## 基本目標 2 相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者が受けたDVに関する各般の問題について、相談に応じることや相談を行う機関を紹介すること、被害者が必要とする支援に対しての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助を行うことなどが法律により定められています。

配偶者暴力相談支援センターと関係機関がそれぞれの機能や役割を十分に理解し、支援に対する共通認識を持ち、緊密に連携をしていくことにより、相談体制の充実を図っていきます。

### [ 現状と課題 ]

平成24年4月に配偶者暴力相談支援センターが設置され、DVの相談窓口として広報等を通じて周知を行いましたが、図10にもあるように、DVに関する相談が配偶者暴力相談支援センター以外に半数以上寄せられていることから、配偶者暴力相談支援センターが十分に周知されているとは言えない状況です。

図11にも示されているとおり、DV等を受けたときに、7割弱の人が友人や家族などの親しい間柄の人に相談していることがわかります。適切な支援を受けるためにも、全ての市民がDVに対する正しい情報や相談先を知っていることが重要です。その中で、配偶者暴力相談支援センターが「いつでも安心して相談できる身近な機関」として認識されることが大切です。

市民にとって「安心して相談できる機関」であるためには、被害者の状況を正確に把握し、相談に応じることができる職員のスキルアップが求められます。

また、被害者の支援に際し、外国人、高齢者、障がい者のDV等ますます事案が複雑化する中で、被害者の立場に立ってきめ細やかに相談に応じることができる体制を整備し、関係機関との切れ目のない連携を図っていく必要があります。

特定の立場の被害者に相談の機会が閉ざされることなく、被害者の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談窓口の周知や相談方法等を工夫しながら、あらゆる相談ニーズに対応できる体制の充実が必要です。

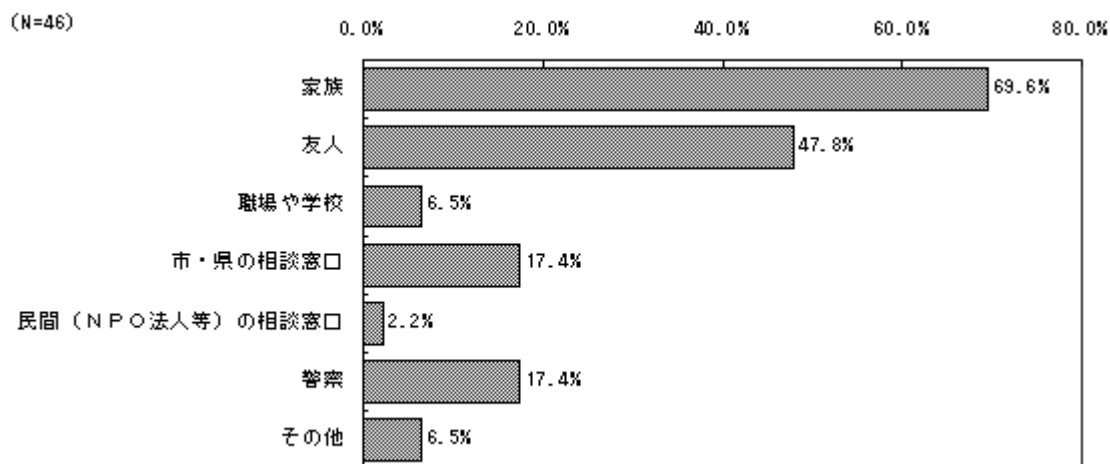
さらに、感染症の流行等緊急事態下においては、外出自粛等の生活環境の著しい変化により、DVの増加や潜在化することが懸念されます。このような非常事態においても、相談の機会を閉ざすことなく、適切な支援につなげられるよう、相談体制の確保に努めます。

図 10 DV相談件数（加古川市）

年度	DV相談 総件数	配偶者暴力 相談支援センター		配偶者暴力 相談支援センター 割合
		相談支援センター	家庭支援課	
H27	556件	158件	398件	28%
H28	608件	266件	342件	44%
H29	729件	226件	503件	31%
H30	963件	288件	675件	30%
R1	709件	178件	531件	25%

資料：加古川市調べ

図 11 誰（どこ）に相談したか



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

事業名	第3期計画
(1) 安心して相談できる体制づくり	
① 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者にとっての身近な相談窓口であることを周知し、安心して相談できる体制及び適切な支援をさらに進めていきます。</li> <li>・ 感染症の流行時などの緊急事態発生時においても相談できる体制を確保できるよう努めます。</li> </ul>
② 相談窓口の市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載するとともに、配偶者暴力相談支援センターの案内カードやチラシを、市民センター等の公的施設やスーパーマーケット等、市民の目に触れやすい施設や場所に配慮しながら設置します。</li> <li>・ 被害者にとって配偶者暴力相談支援センターが身近な相談窓口となるよう、より効果的な広報活動を展開します。</li> <li>・ 国や県が設置する相談窓口について、適切な広報を実施します。</li> </ul>
③ 相談機関相互の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係課の業務を相互に理解し、必要な支援を行う体制を整備します。</li> <li>・ 警察の担当部署との連絡会議を開催し、連携について協議や情報交換を行います。</li> <li>・ 他市町村からDVによる被害者が避難してきた場合は、同行支援を実施し、円滑な手続きを支援します。</li> <li>・ 他市町村、他機関との連携を徹底し、切れ目のない支援を実施します。</li> <li>・ 兵庫県女性家庭センターが設置している「DV相談アドバイザー」を活用し、効果的な指導や助言を受けながら、より良い支援を実施します。</li> <li>・ ストーカーやリベンジポルノに係る相談があった場合は、警察等の関係機関を案内するなど適切に対応します。</li> </ul>



事業名	第3期計画
(2) 相談員・支援者の資質向上	
①二次的被害の防止に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員のDVに対する理解や、二次的被害の防止に対する意識を向上させるべく、効果的な人権研修を実施します。</li> </ul>
②職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県女性家庭センター等の関係機関主催の研修に積極的に参加し、被害者支援に関する実務能力の向上を図ります。</li> <li>被害者を総合的に支援する上で、関係課の情報を必要とするため、庁内ネットワーク会議を開催し、適切な支援が行えるよう情報の共有化を図ります。</li> <li>DV被害者対応マニュアルを活用し、被害者支援担当職員を対象に研修を実施します。</li> </ul>

事業名	第3期計画
(3) 外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実	
①外国人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人から相談があった場合は、関係機関からの外国語通訳者、音声翻訳機の活用や、「指さし会話」や「やさしい日本語」を用いたパンフレット等を活用し、外国人被害者との適切な意思疎通を図ります。</li> <li>国際交流センターや民間支援団体等との連携体制を強化し、外国人被害者への対応の体制充実を図ります。</li> </ul>
②高齢者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターと高齢者福祉所管課、地域包括支援センター及び成年後見支援センターとの連携を強化し、高齢者のDV被害者や高齢者を介護しているDV被害者等に対する適切な支援を継続して行います。</li> <li>高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所向けに地域包括支援センターによる高齢者虐待防止出前講座を実施し、DVを含む虐待防止に向けた取組みを行います。</li> <li>高齢者虐待対応マニュアルの改訂を進めます。</li> </ul>
③障がい者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターと障がい者福祉所管課、障害者基幹相談センター及び障がい者虐待防止センターとの連携を強化し、障がいのある被害者や障がいのある児童等をもつ被害者に対する適切な支援を継続して行います。</li> <li>障がいがある方との適切な意思疎通を図るため、コミュニケーション手段の確保等に配慮します。</li> </ul>

### 基本目標 3 被害者の安全の確保

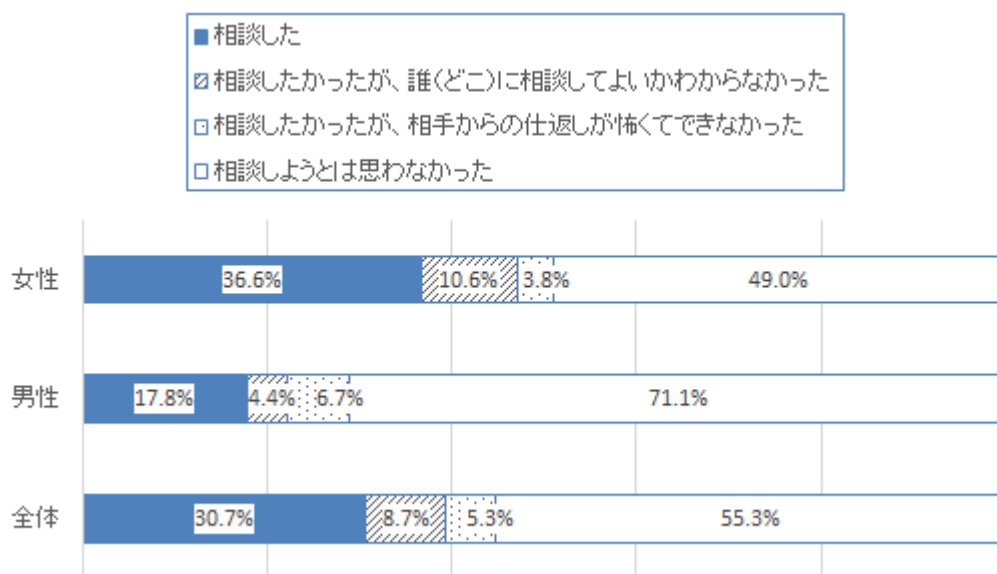
DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から、図 12 に見られるように被害者が支援を求めることをためらうことも考えられます。

被害者の安全の確保を最優先としながらも、今後の生活について被害者が主体的に考え、自己決定できるように寄り添い、支援をすることが大切です。

被害者が避難することを選択した場合には、加害者の追跡などの危険性を十分に考慮した上で、被害者が自立に向けて踏み出せるように、関係機関との連携を強化し、様々な支援を行います。

また、DVの目撃等による子どもへの心理的虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会等との更なる連携強化を図り、被害者と子ども、親族等の状況とニーズに応じた安全確保に努めます。

図 12 DV被害にあったとき誰かに相談したか



※無回答は除く

資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

[ 現状と課題 ]

DVは被害者発見の遅れが深刻な被害につながるおそれがあることから、被害者の早期発見・通報が非常に重要です。早期発見・通報には市民一人ひとりが「DVをさせない 許さない」意識を持ち、被害者発見時の対応※について知識を持つことが必要です。

また、通報により発見された被害者や一時保護を求める被害者に対しては、一時保護所や警察、市の関係機関、民間支援団体が連携しながら迅速に被害者の身の安全を確保することが不可欠です。

さらに、被害者の情報が加害者に漏洩し、被害者に危険が及ぶことがないように、被害者に関する情報の適切な管理と秘密保持を徹底し、更なる加害者からの追跡行為を防ぐことが必要です。

[ 今後の取組み ]

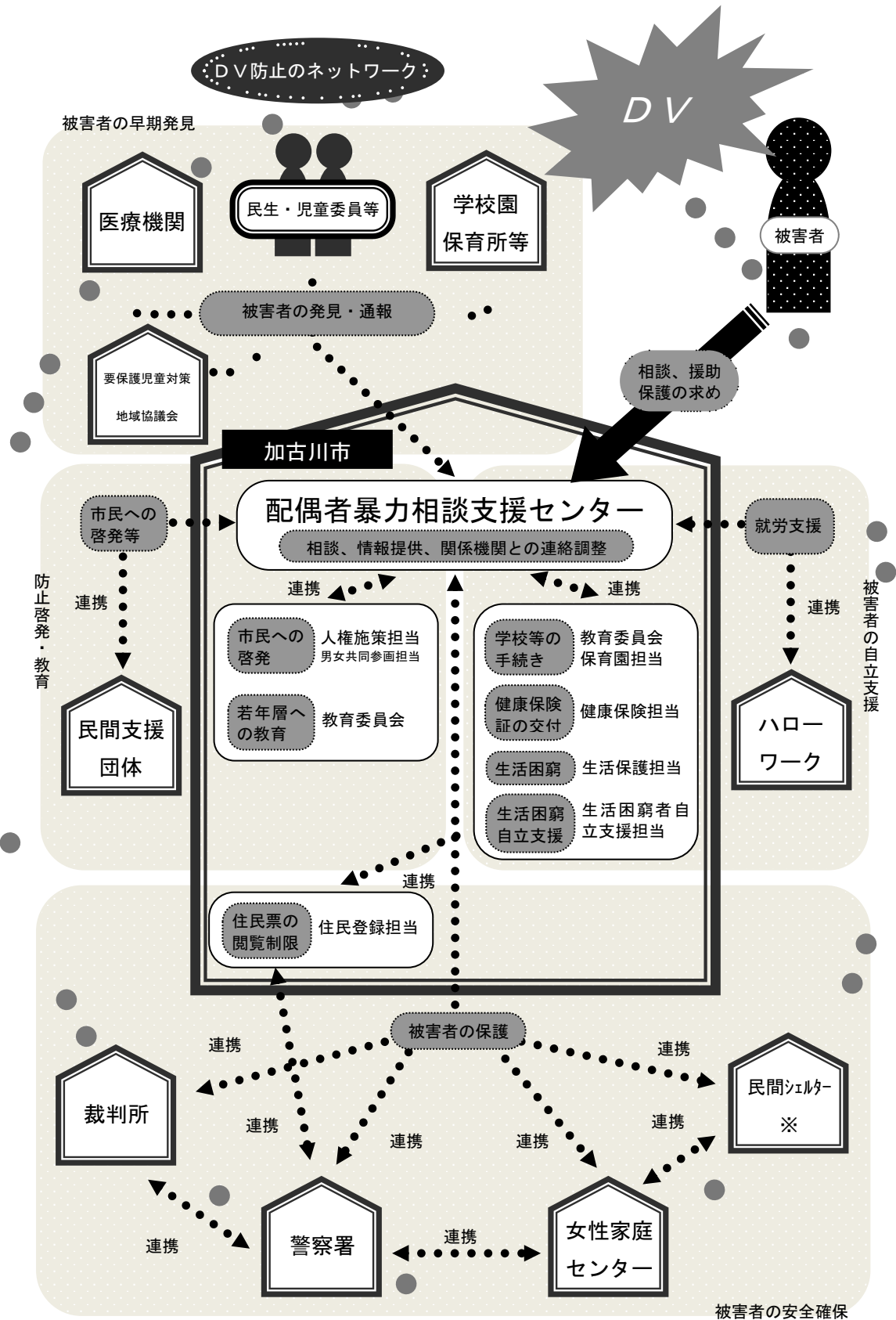
事業名	第3期計画
(1) 被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり	
① 通報への対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の早期発見につながるよう、配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知します。</li> <li>・安心して相談できる体制及び支援をさらに進めていきます。</li> </ul>
② 保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）等、DVを発見しやすい立場にある職員に対し、通報窓口や通報方法を効果的に周知します。</li> </ul>
③ 被害者の安全確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が、住民票閲覧制限に係る支援措置を活用できるよう、あらゆる機会を通じて、情報を周知します。</li> <li>・必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。</li> <li>・緊急性のある被害者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行します。</li> <li>・関係機関との連携をさらに深め、被害者にとって安心できる対応ができるよう、さらなる連携体制の強化に努めます。</li> <li>・兵庫県警の実施する110番通報登録制度等、被害者の状況により必要な情報を案内します。</li> </ul>
④ 保護命令申立てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者及びその家族の安全確保を図るため、DV防止法に基づく保護命令の制度について、被害者へ情報提供します。</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行います。</li> <li>・地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。</li> </ul>

事業名	第3期計画
(2) 関係機関との連携	
① DV防止ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県警、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化します。</li> <li>・DV被害者支援を行う全ての関係各課が連携し、庁内ネットワーク会議を開催します。</li> <li>・DV被害者対応マニュアルを適宜改訂し、庁内の関係各課へ配布します。</li> </ul>
② 要保護児童対策地域協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画し、要保護児童対策地域協議会との連携により、通報体制の周知、被害者の早期発見、被害者及び子どもの適切な保護を実施します。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会とともに市内にある認可保育所・こども園、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校へ訪問し、DV（デートDV含む）防止に関する啓発を行います。</li> <li>・面前DV防止の周知徹底を図ります。</li> </ul>

事業名	第3期計画
(3) 被害者の情報の保護	
① 被害者に関する情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票発行停止措置対象者の情報管理を徹底します。</li> <li>・学校園において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。</li> <li>・児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行います。</li> </ul>

※ 被害者発見時の対応：DV法において、配偶者からの暴力を受けているものを発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければならないとされています。被害者の安全の確保の観点から、通報の義務化ではなく、被害者の意思を尊重することが必要とされています。

図 13 関係機関相互の連携イメージ



※ 民間シェルター：民間の団体等により運営される施設で、被害者の一時的な避難場所の提供のほか、相談への対応、自立に向けたサポートなど、様々な援助を行っている。

## 基本目標 4 被害者の自立支援

DV被害者は、加害者の追跡など気がかりなことがたくさんある中で、自立に向けての住宅確保や就労、子育てなど、今後の生活について考えなければなりません。

被害者がこれからどのような生活（人生）を望むのか、しっかりと意思を確認し、被害者が納得できるペースで考え、選び、自己決定していけるように、被害者の立場に立った支援をします。

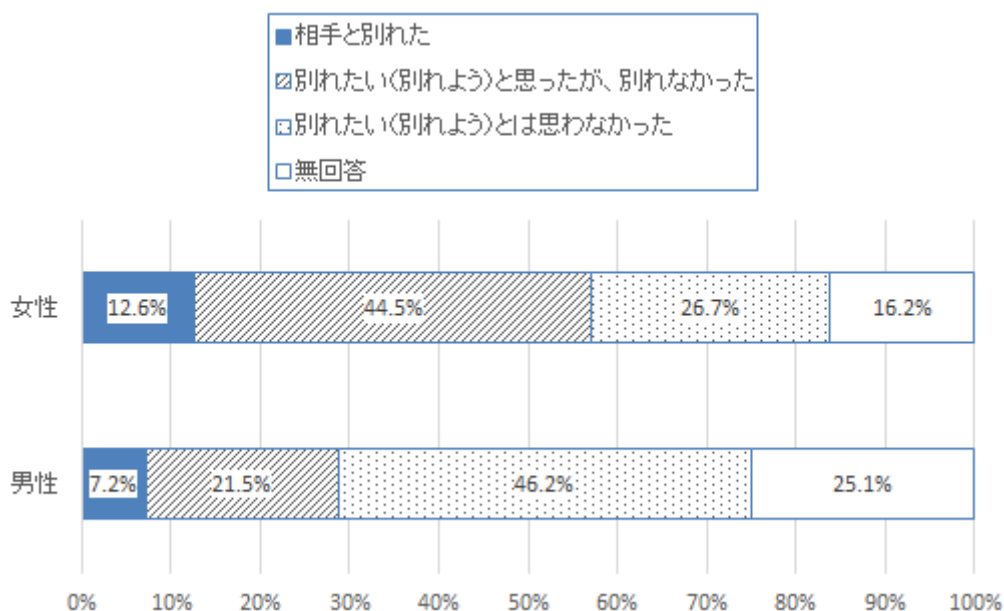
### [ 現状と課題 ]

DVにより、大きな精神的ダメージを受けた被害者や子ども、親族等が心身の健康を取り戻し、地域で生活していくためには、被害者等に対する様々な角度からの長期的・包括的な支援が必要となります。

また、被害者は経済的な自立が困難であることが多く、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要です。

被害者本人の意思を尊重し、その立場に立って住宅の確保、生活支援制度の利用、就労支援、子育て支援など、各分野において切れ目のない支援を実施していくことが必要です。

図 14 配偶者から被害を受けたときの行動



資料：男女間における暴力に関する調査（内閣府 平成 29 年度）

事業名	第3期計画
(1) 住宅確保支援	
① 公営住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を勘案し、また、他市の取組み状況を参考にしながら対応を検討します。</li> <li>・県との連携により、県営住宅の優先入居情報を提供します。</li> </ul>
② 母子生活支援施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行います。</li> <li>・母子生活支援施設への入所時に必要な健康診断費を必要に応じて補助します。</li> </ul>
③ 民間住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」に基づき、民間賃貸住宅の確保に対する効果的な支援を検討します。</li> </ul>

事業名	第3期計画
(2) 経済・就労支援	
① ハローワークとの連携による就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労訓練の情報を被害者に提供します。また、手厚い支援が必要な被害者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行います。</li> </ul>
② 就労支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターによる就労支援セミナーを開催します。</li> <li>・男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で、被害者の気持ちを整理しながら働き方等についてアドバイスします。</li> <li>・女性が就労するために必要な情報を提供します。</li> </ul>
③ 母子自立支援制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金等を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。</li> </ul>
④ 各種福祉制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活保護や生活困窮者自立支援制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。</li> </ul>

事業名	第3期計画
(3) 心と体への支援	
①公的機関、保健・医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>各保健・医療機関と連携体制を整備し、被害者の心身のケアを支援する体制を強化します。</li> </ul>
②被害者の心身のケアに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚の方法や婚姻費用分担請求等の手続きについての支援をし、被害者の気持ちを聞き取り、必要な心身のケアに関する情報提供を行います。</li> <li>カウンセリングが必要な被害者には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行います。</li> </ul>
③子どもの心身のケアに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会と連携し、心理相談員が子どもの面接を実施し、心のケアに努めます。</li> <li>就学前の子どもやその保護者に対して、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行います。</li> <li>教育相談センターの心理相談員による面談を実施するとともに、SSWが定期的に学校を訪問し、情報交換する中で、問題の早期発見・早期対応に努めます。</li> <li>子どもの心理的なケアに対応できるよう教育関係者に対する研修を実施し、DVの正しい理解を促します。</li> </ul>

事業名	第3期計画
(4) 子育てへの支援	
①子育て支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に関する情報提供を行います。</li> <li>家庭児童相談員等が家庭訪問や来所相談により、育児や生活全般に関する相談を行います。</li> </ul>
②保育・就学等の行政サービスに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略等、被害者の状況に応じた支援を行います。</li> <li>市内外の関係機関と連携を図りながら、速やかに就学の手続きが進められるよう、体制整備に努めます。</li> </ul>



# 資料編

## 資料 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

最終改正：令和元年六月二六日同第四六号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準

ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければ

ならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な

保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、

ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同

項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項ま



での規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

## 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件

については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日  
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料2 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画 改定の経過

開催日	内容
令和元年11月22日 ～ 12月13日	加古川市男女共同参画に関する市民意識調査
令和 2年 6月24日	第1回加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会 (1) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定について (2) 現計画の進捗状況について
令和 2年 7月 (書面開催)	第1回加古川市男女共同参画社会づくり懇話会 (1) 第4次加古川市男女共同参画行動計画の進捗状況について (2) 令和元年度加古川市男女共同参画センター事業実施報告について (3) 第5次加古川市男女共同参画行動計画の策定スケジュールについて (4) 第5次加古川市男女共同参画行動計画の体系と事務局案について (5) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定について
令和 2年 8月 (書面開催)	第2回加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会 (1) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(素案)について
令和 2年 9月 (書面開催)	第2回加古川市男女共同参画社会づくり懇話会 (1) 第1回加古川市男女共同参画社会づくり懇話会 総評・委員意見・事務局回答について (2) 第5次加古川市男女共同参画行動計画(素案)について (3) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(素案)について
令和 2年10月13日	第3回加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会 (1) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(素案)について ・各委員からの意見について ・男女共同参画社会づくり懇話会からの意見について
令和 2年11月 4日 ～ 12月 3日	パブリックコメント実施
令和 3年 1月13日	第4回加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(素案)について
令和 3年 1月 (書面開催)	第3回加古川市男女共同参画社会づくり懇話会 (1) 第5次加古川市男女共同参画行動計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について (2) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について (3) 第5次加古川市男女共同参画行動計画(案)について (4) 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(案)について
令和 3年 1月20日 ～ 3月31日	パブリックコメント実施結果公表

### 資料3 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	杉山 貴要江	兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科 教授
副会長	小川 真知子	NPO法人SEAN 理事長
委員	井上 万里子	加古川市連合婦人会 理事
〃	大浦 綾子	弁護士
〃	河野 弘行	一般社団法人加古川労働者福祉協議会 理事長
〃	久保田 米雄	加古川商工会議所 総務管理室総務管理課長
〃	瀬嶋 宏枝	市民委員
〃	富岡 朝子	兵庫県立男女共同参画センター 女性活躍推進専門員
〃	野村 眞一	氷丘南小学校 校長
〃	福島 由美子	NPO法人フェミニストカウンセリング神戸 理事
〃	藤原 ひとみ	市民委員

資料 4 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会委員名簿

機 関	所 属	職名・役職等	氏 名	備 考
兵庫県女性家庭センター	相談・支援課	課長	安達 満	
兵庫県加古川警察署	生活安全第一課	相談係長	米倉 浩二	
加古川市	危機管理課	危機管理係長	永吉 正樹	
	市民課	副課長	福浦 正浩	
	人権文化センター	相談・啓発係長	井上 博嗣	
	男女共同参画センター	副所長	寺下 照子	
	高齢者・地域福祉課	副課長	山田 直	副委員長
	生活福祉課	くらしサポート担当副課長	細川 暢二	委員長
	住宅政策課	住宅政策係長	田中 邦彦	
	学校教育課	ユニット推進係長	前田 輝刀	



## 資料5 各種調査の概要

(1) 男女間における暴力に関する調査（内閣府 平成29年度）

調査対象：全国20歳以上の男女

標本数：5,000人

調査時期：平成29年12月

有効回収数（率）：3,376件（67.5%）（内訳 女性1,807人、男性1,569人）

(2) 加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

調査対象：加古川市内在住の満18歳以上の男女

標本数：3,000人

調査時期：令和元年11月22日～12月13日

有効回収数（率）：1,162件（38.7%）（内訳 女性672人、男性487人 無回答3人）

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画

令和3年3月

発行：加古川市

〒675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家 2000

T E L 079-421-2000

